

広島圏都市計画地区計画の決定（廿日市市決定）

広島圏都市計画未来物流産業団地地区地区計画を次のように決定する。

名	称	未来物流産業団地地区地区計画			
位	置	廿日市市上平良字堂垣内、字二重原、字大迫、宮内字横道の各一部			
面	積	約24.2ha			
地区計画の目標		<p>本地区は、廿日市市の中心市街地北側の丘陵地に位置し、山陽自動車道宮島スマートインターチェンジに近接する恵まれた交通条件を活かして計画的な開発事業を誘導する区域である。</p> <p>この事業は、第6次廿日市市総合計画後期基本計画において、「新たな都市活力創出基盤の整備推進」に、廿日市市都市計画マスタープランにおいて、「工業・流通系の計画的な開発を行う地区」のひとつに位置づけられており、産業団地を造成し、市内企業の移転や市外企業の新規立地等に伴う設備投資、経営規模拡大と雇用の拡大を誘導することで、本市の将来の都市の成長を促すことを目指している。</p> <p>このため、地区計画を策定し、建築物等の規制・誘導を行うことにより、工業・流通機能の立地の誘導と、恵まれた自然と調和した快適な都市環境の創出を図ろうとするものである。</p>			
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用に関する方針	恵まれた自然との調和を図りつつ、山陽自動車道宮島スマートインターチェンジに近接する交通条件を活かして、工業・流通機能を主体とした効果的・効率的な土地利用を図る。			
	地区施設の整備の方針	本地区における地区施設は、開発事業により整備し、それぞれの機能が損なわれないようその維持、保全を図る。			
	建築物等の整備の方針	<p>適正な土地利用の誘導を図るとともに、良好な都市環境を形成するため、建築物等について次の事項を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の用途の制限 2 建築物の容積率の最高限度 3 建築物の建蔽率の最高限度 4 建築物の敷地面積の最低限度（区画の状況により「大規模区画地区」と「小規模区画地区」とに区分して定める。） 5 壁面の位置の制限 6 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 7 垣又は柵の構造の制限 			
	その他当該地区の整備、開発及び保全の方針	恵まれた自然と調和した快適な都市環境を創出するため、残置森林、造成法面等を維持、保全する。			
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路	名 称	幅 員	延 長
			1号幹線道路	約12m	約920m
			2号幹線道路	約9m	約540m
			準幹線道路	約8m	約590m
	調整池	名 称	面 積		
		1号調整池	約0.5ha		
2号調整池		約0.1ha			

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の細区分	大規模区画地区	小規模区画地区
		細区分の名称		
		細区分の面積	約20.1ha	約2.4ha
	建築物の用途の制限	<p>1 次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法別表第2(る)項に掲げる建築物</p> <p>(2) 建築基準法別表第2(い)項第一号に掲げる住宅</p> <p>(3) 住宅で事務所、事業所、工場、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域に指定された土地の区域内で、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第6条に掲げる制限用途であるもの並びに居住の用に供するもの((2)(3)(5)を除く。)</p> <p>(5) 建築基準法別表第2(い)項第三号に掲げる共同住宅及び下宿</p> <p>(6) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の規定による学校</p> <p>(7) 建築基準法別表第2(い)項第四号に掲げる図書館その他これらに類するもの</p> <p>(8) 建築基準法別表第2(い)項第五号に掲げる神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(9) 建築基準法別表第2(い)項第六号に掲げる老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(10) 建築基準法別表第2(い)項第六号に掲げる保育所(ただし、工場又は事業所に併設するものを除く。)</p> <p>(11) 建築基準法別表第2(い)項第七号に掲げる公衆浴場</p> <p>(12) 建築基準法別表第2(い)項第八号に掲げる診療所(ただし、工場又は事業所に併設するものを除く。)</p> <p>(13) 建築基準法別表第2(い)項第九号に掲げる巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令で定める公益上必要な建築物(建築基準法施行令第130条の4第4号及び第5号に掲げる建築物は除く。)</p> <p>(14) 建築基準法別表第2(は)項第三号に掲げる病院</p> <p>(15) 建築基準法別表第2(は)項第四号に掲げる老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(16) 建築基準法別表第2(に)項第三号に掲げるボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令で定める運動施設</p> <p>(17) 建築基準法別表第2(に)項第四号に掲げるホテル又は旅館</p> <p>(18) 建築基準法別表第2(に)項第五号に掲げる自動車教習所</p> <p>(19) 畜舎</p> <p>(20) 建築基準法別表第2(ほ)項第二号に掲げるマージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(21) 建築基準法別表第2(ほ)項第三号に掲げるカラオケボックスその他これらに類するもの</p> <p>(22) 建築基準法別表第2(へ)項第三号に掲げる劇場、映画館、演芸場、若しくは観覧場又はナイトクラブその他これらに類する建築基準法施行令で定めるもの</p> <p>(23) 建築基準法別表第2(り)項第二号に掲げるキャバレー、料理店その他これらに類するもの</p>		

	(24)店舗、飲食店等の用途に供するもの（ただし、工場又は事業所に併設するものを除く。）
建築物の容積率の最高限度	200%
建築物の建蔽率の最高限度	60%
建築物の敷地面積の最低限度	1,000平方メートル
	500平方メートル
壁面の位置の制限	<p>ただし、建築基準法施行令第130条の4第4号及び5号に掲げる建築物の敷地については、この限りではない。</p> <p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離の最低限度は、次の各号に掲げるものとする。ただし、バス又はタクシーなどの交通機関の乗降場の上家、あずまやについてはこの限りでない。</p> <p>(1) 道路境界にあつては2メートル ただし、道路との間に高低差がある場合は、法面上端及び下端から2メートルとする。</p> <p>(2) 隣地境界にあつては1メートル ただし、隣地との間に高低差がある場合は、法面上端及び下端から1メートルとする。</p>
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>1 建築物の外観及び屋外広告物（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に定めるものをいう。以下「広告物」という。）は落ち着いた色彩、装飾を用いるものとする。</p> <p>2 広告物は自己の用に供するもののみ設置可能とする。</p> <p>3 建築物を利用して広告物を設置する場合は、屋根以外の利用とする。</p> <p>4 法面には、広告物を含む工作物を設置してはならない。ただし、太陽光発電設備及び安全管理上やむを得ない工作物は除く。</p>
垣又は柵の構造の制限	<p>敷地の道路に面する部分に設置する垣又は柵の構造は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。</p> <p>(1) 生け垣</p> <p>(2) 地盤面からの高さが2メートル以下の透視可能な構造その他これに類するもので、その敷地境界側に植栽帯を設け、植栽を施したものの。なお、基礎を構築する場合は、地盤面からの高さが0.6メートルまでとする。</p> <p>(3) 高さ2メートル以下の補強コンクリートブロック造その他これに類する構造のもので、その敷地境界側に植栽帯を設け、植栽を施したものの。</p>
土地利用に関する事項	<p>計画図に表示する土地利用の制限区域（約1.7ヘクタール）については、良好な都市環境を確保するため維持、保全するものとし、市長がやむを得ないと認めたものを除き、建築物の建築、工作物の設置その他当該区域の維持、保全上支障となる行為をしてはならない。</p>

「区域、地区整備計画の区域、地区の区分は、計画図表示のとおり」

理由

別添理由書のとおり。